

芦屋市立潮見小学校 保護者と教職員の会規約

第1条(名称と事務所)

この会は、名称を「芦屋市立潮見小学校保護者と教職員の会(通称 PTA)」とし、事務所を同校内におきます。

1. 会の略称を「芦屋市立潮見小学校 PTA」とします。
2. 貯金通帳の口座の名称は略称を使用します。

第2条(目的)

この会は、保護者と教職員が一体となり、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

第3条(活動)

この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

1. 児童を中心にすえた教育の実現をめざし、保護者と教職員の共同活動を推進する活動。
2. 地域社会との連帯を深める活動。
3. 会員相互の研修・親睦を図る活動。
4. その他、この会の目的達成に必要な活動。

第4条(会員)

1. 芦屋市立潮見小学校に在籍する児童の保護者(以下「保護者」といいます)と、同校に勤務する教職員(以下「教職員」といいます)をこの会の会員とします。
2. 本会への入退会については以下の内容を規定とします。
 - (1) 本会への入会は任意であるが、学校行事への参加と活動等のため全員加入を望みます。
 - (2) 入会をする際は「PTA 活動についての確認書」を提出し、在校中は入会継続とします。
 - (3) 退会をする際は、「PTA 活動についての確認書」によってその意志を示した後、「PTA 退会届」を提出することとします。
 - (4) 卒業・転出等によって会員資格を失う者は自動的に退会とし、「PTA 退会届」を提出する必要はありません。
 - (5) 自由意思による退会の場合、原則として年度途中の退会はできないものとします。次年度の退会は 2 月末を期限とし、手続きを行い、PTA 会長による「PTA 退会届受理書」の発行をもって成立したものとします。
3. 保護者は一家庭で一会員、教職員は1名で一会員とします。
4. 会員は、この会の運営に参加します。
5. 会員は、会費を納入します。

第5条(執行部)

1. この会に次の執行部役員をおきます。
会長 1名、副会長 3名、会計 1名、書記 1名、庶務 1名
専門部部長 各 1名(必要であれば副部長 各 1名)、会計監査 2名
2. 執行部役員は総会で選出します。
 - (1) 会長は保護者から選出します。
 - (2) 副会長は 2名を保護者から、1名を教職員から選出します。
 - (3) 会計、書記、庶務、専門部部長および副部長は、保護者から選出します。
 - (4) 会計監査は 1名を保護者から、1名を教職員から選出します。
 - (5) 芦屋市 PTA 協議会、阪神地区 PTA 協議会、兵庫県 PTA 協議会等の当番校にあたった年度はこの限りではありません。
 - (6) 会長以外の執行部役員に事故のあるときは、後任執行部役員の任命を会長一任とし、運営委員会で報告し承認を得ます。
3. 執行部役員の任期は1年とします。ただし、再任を妨げません。

第6条(執行部役員の任務)

この会の執行部役員の任務は、次のとおりです。

- (1) 会長はこの会を代表し、会の活動をまとめます。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その任務を代行します。
- (3) 会計は、この会の会計事務を行います。
- (4) 庶務は、この会の活動および運営を円滑にするため一般事務を行います。
- (5) 書記は、この規約に定める会議の議事録の作成、この会の活動の記録、文書の保管にあたります。
- (6) 専門部部長は、各専門部の活動をまとめます。
- (7) 専門部副部長は、部長を補佐します。
- (8) 会計監査は、この会の会計を監査します。

第7条(学級委員)

1. 保護者は、特別な事情のないかぎり、児童一人につき在学中最低 1回は、学級委員か執行部役員のいずれかの役につきま。ただし、執行部役員経験者においては、複数の児童が在学中であっても原則として次年度以降の上記の役員選考対象から除外します。
2. 各学級の保護者は、1学級につき若干名の学級委員を互選により選出します。ただし、選出が困難な場合、会長に相談のうえ学年で必要な人数を選出します。
3. 学級委員は、この会の目的達成のため、各学級における保護者と教職員による活動を推進するとともに、専門部にも属してその活動にあたります。
4. 学級委員の任期は1年とします。
5. 学級委員に事故のあるときは、学級委員補欠が役につきま。

第8条(学級代表)

1. 各学級の学級委員は、学級代表1名を互選により選出します。
2. 学級代表は各学級で学級委員として活動するとともに、運営委員会の構成員となり、この会の目的を達成するため、この会全般における保護者と教職員の活動を推進します。
3. 学級代表の任期は1年とします。

第9条(学年代表)

1. 各学年の学級代表は、学年代表1名を互選により選出します。
2. 学年代表は、各学級で学級委員として活動するとともに、他の学級代表と協力して、各学年での保護者と教職員による活動を推進します。
3. 学年代表は、企画委員会の構成員となります。
4. 学年代表の任期は1年とします。

第10条(学年会計監査)

1. 各学年の学級代表は、学年会計監査1名を互選により選出します。
2. 学年会計監査は、学期末ごとに保護者から徴収した諸費が適正に処理されているかについて会計監査を行います。
3. 学年会計監査の任期は1年とします。

第11条(専門部)

1. この会の目的を達成するうえで必要な場合は、総会の議決をもって専門部をおくことができます。
2. 学級委員の中から各専門部の部員を互選により選出します。ただし、各専門部の活動の継続性を保つため必要な場合は、学級委員以外の保護者若干名を互選により選出することができます。
3. 専門部員の任期は1年とします。
4. 職員は、専門部部長の要請があるときは、専門部の活動に協力します。

第12条(総会)

1. 総会は、この会の最高議決機関として、次の事項を議決します。
 - (1) 年間活動報告ならびに決算の承認。
 - (2) 会長、副会長、会計、書記、庶務、専門部部長および副部長、会計監査の選任。
 - (3) 年間活動計画ならびに予算の決定。
 - (4) 会費の額。
 - (5) 専門部の設置。
 - (6) この規約の改定。
 - (7) 規約細則改定の報告。
 - (8) その他特に重要な事項。
2. 総会は会長が議案をしめして招集します。

3. 定期総会は、毎年度当初に開催します。
4. 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立します。
5. 会員は、他の会員に書面をもって議決権の行使を委任したときは、総会に出席したものとみなします。
6. 総会の議決は出席した会員の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長がこれを決めます。
ただし、一家庭の保護者が複数出席した場合、議決権は一家庭につき1個とします。
7. 総会は書面等（電磁的記録を含む）で開催できるものとします。その際は書面等（議決権行使書）による決議を行います。

第13条(運営委員会)

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、必要な事項を議決します。また、総会に提出する議案を決定します。
2. 運営委員会は、会計監査を除く執行部役員、学級代表、教職員代表をもって構成します。
3. 運営委員会の議決は、出席した会員の過半数の賛成を得るものとします。
4. 運営委員会は書面等（電磁的記録を含む）で開催できるものとします。その際は書面等（議決権行使書）による決議を行います。

第14条(役員会)

1. 役員会は、この会の運営の基本方針を立案し、各種活動の協議、推進にあたります。
2. 役員会は、会計監査を除く執行部役員で構成します。ただし、専門部部長および副部長は専門部の活動もあることから、必要に応じての参加とします。
3. 運営委員会は書面等（電磁的記録を含む）で開催できるものとします。その際は書面等（議決権行使書）による決議を行います。

第15条(次年度執行部選考委員会)

1. 選考委員会は、次年度の執行部役員を選出します。運営委員会で承認を得て、総会で議決します。
2. 選考委員会は、執行部役員と学級委員で構成します。
3. 芦屋市PTA協議会、阪神地区PTA協議会、兵庫県PTA協議会等の当番校にあたった年度はこの限りではありません。
4. 運営委員会は書面等（電磁的記録を含む）で開催できるものとします。その際は書面等（議決権行使書）による決議を行います。

第16条(企画委員会)

1. 企画委員会は、必要に応じてこの会の活動の企画・立案を行い、運営委員会に提案します。
2. 企画委員会は、会計監査を除く執行部役員、学年代表、教職員代表をもって構成します。

第17条(会計)

1. この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
2. この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてます。
3. この会の会費は、保護者については一家庭あたり一定額を納入するものとし、額については総会において定めます。
4. 会員はこの会の会計帳簿を閲覧することができます。

第18条(規約改定)

この規約の改定は、総会において出席した会員の3分の2以上の賛成をもって議決しなければなりません。一家庭の保護者が複数出席した場合、議決権は一家庭につき1個とします。

第19条(細則)

1. この規約の施行における具体的運用条項として各種細則を設けます。
2. 細則の条項は、運営委員会の議決により別に定めます。

第20条(個人情報保護法案に対する規約)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」(別途添付)に定め適正に運用するものとし、

附則

1. この規則は、昭和61年6月8日から施行します。

昭和63年5月14日 一部改定

平成4年4月25日 一部改定

平成8年4月28日 一部改定

平成10年4月23日 一部改定

平成11年4月22日 一部改定

平成15年3月18日 一部改定

平成16年4月22日 一部改定

平成21年4月24日 一部改定

平成24年4月19日 一部改定

平成28年4月18日 一部改定

平成30年4月20日 一部改定

平成31年4月19日 一部改定

令和2年4月17日 一部改定

令和3年4月14日 一部改定